

神奈川県 の 給 与 ・ 定 員 管 理 等 に つ い て

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	人 8,798,289	千円 1,765,093,976	千円 4,742,478	千円 819,628,933	% 46.4	% 46.4

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 72,673	千円 346,502,558	千円 100,119,114	千円 154,615,704	千円 601,237,376	千円 8,273	千円 7,563

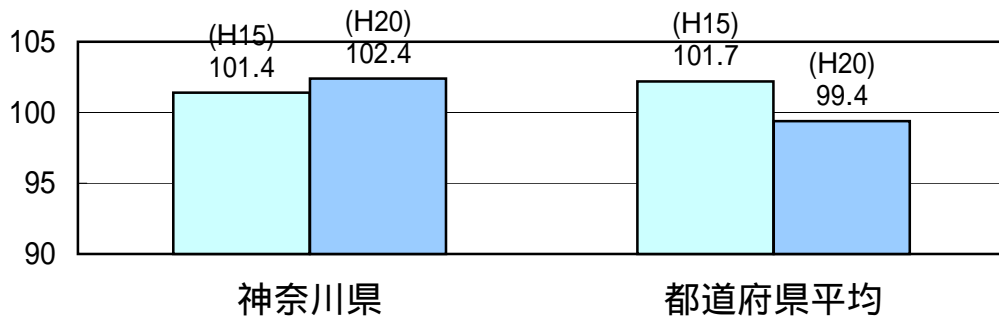
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成20年度の給与抑制措置

知事、副知事、出納長、教育長、常勤監査委員及び特別職の私給料・地域手当 6%抑制

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 給与改定の状況

月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)		
20年度	431,880円	431,702円	178円 (0.04%)	0.00%	0.00%	0.00%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較 差 A-B	勧 告 (改定月数)		
20年度	4.50月	4.50月	0.00月	0.00月	4.50月	4.50月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
神奈川県	43.9 歳	367,557 円	486,574 円	426,683 円
国	41.1 歳	325,113 円	-	387,506 円
都道府県平均	43.7 歳	348,999 円	431,898 円	391,069 円

技能職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
神奈川県	52.8 歳	696 人	369,696 円	453,100 円	425,027 円
うち学校技能職	56.1 歳	255 人	384,430 円	472,053 円	441,748 円
うち庁舎技能職	52.7 歳	113 人	343,109 円	436,048 円	395,522 円
うち電話交換職	50.8 歳	59 人	385,881 円	453,956 円	430,957 円
国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円	-	320,623 円
都道府県平均	48.4 歳	520 人	335,603 円	390,255 円	368,137 円

区分	民間			参考
	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
神奈川県	事業者平均	51.9 歳	444,083 円	1.02
うち学校技能職	用務員	53.9 歳	225,900 円	2.09
うち庁舎技能職	用務員	53.9 歳	225,900 円	1.93
うち電話交換職	-	-	-	-
国	-	-	-	-
都道府県平均	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		C / D
	公務員(C)	民間(D)	
神奈川県	-	-	-
うち学校技能職	7,567,565 円	3,227,400 円	2.34
うち庁舎技能職	6,930,966 円	3,227,400 円	2.15
うち電話交換職	-	-	-

民間データ(事業者平均)の数値は、「職種別民間給与実態調査」で公表された数値を平均したものである(調査実人数87人)。

民間データ(用務員)は、「賃金構造基本統計調査」を基に総務省が作成したデータを使用している(平成17～19年の3ヶ年平均、都道府県別の数値は公表されていないため全国平均の数値)。ただし、本件職員の数値は任期の定めのない常勤職員のみとなっているのに対して、民間事業者の数値には非常勤職員(パート、アルバイト等)も含まれているなど、雇用形態、経験年数等が大きく異なっており、比較する際には留意する必要がある。

年収ベース(試算値)のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員(C)においては試算した期末・勤勉手当の額、民間(D)においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
神奈川県	47.4 歳	429,834 円	527,191 円
都道府県平均	44.6 歳	396,784 円	465,679 円

小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
神奈川県	42.8 歳	377,838 円	458,617 円
都道府県平均	43.9 歳	384,425 円	447,206 円

警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
神奈川県	39.4 歳	342,223 円	499,509 円	399,194 円
国	41.7 歳	327,391 円	-	377,402 円
都道府県平均	40.3 歳	338,245 円	483,553 円	383,901 円

（注）1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

（2）職員の初任給の状況（20年4月1日現在）

区 分		神 奈 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,680 円	199,320 円
	高 校 卒	158,950 円	154,110 円
技能職	高 校 卒	163,020 円	-
高等学校教育職	大 学 卒	219,670 円	-
小・中学校教育職	大 学 卒	219,670 円	-
	高 校 卒	194,920 円	-
警 察 職	大 学 卒	228,030 円	206,250 円
	高 校 卒	190,960 円	173,910 円

（注）1 職員の初任給は、地域手当（給料の10%）を加算している。

2 国の職員の初任給は、地域手当が10%支給される地域に勤務した場合の額である。

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（20年4月1日現在）

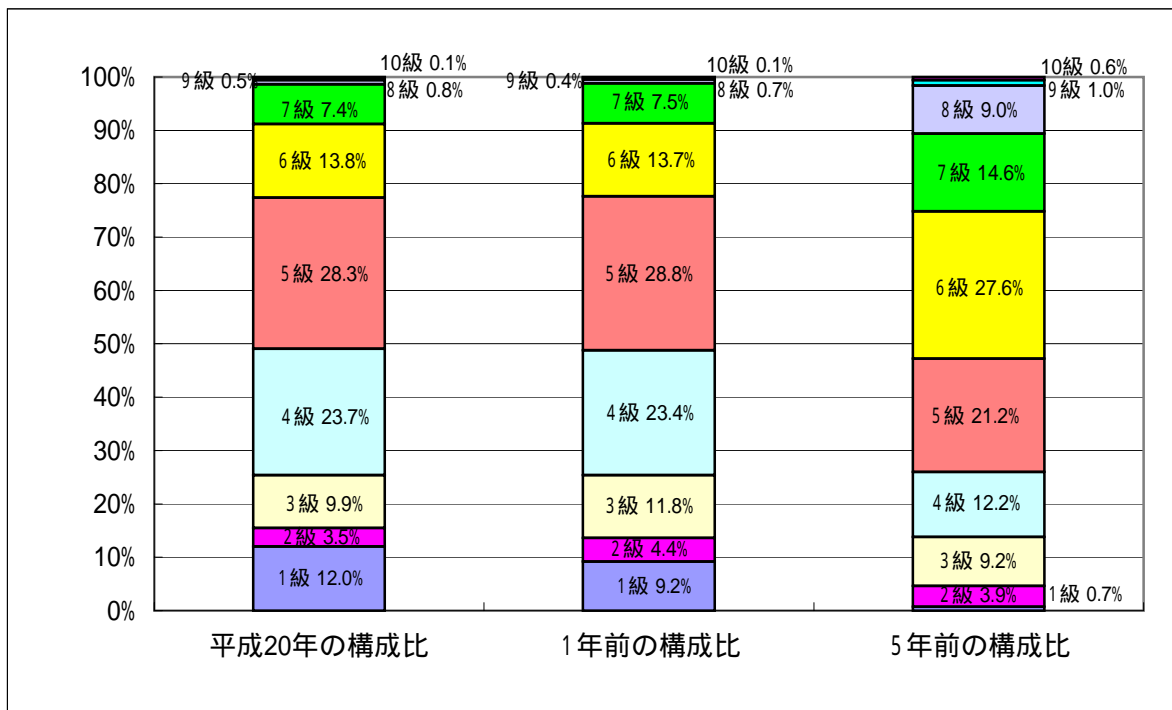
区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大 学 卒	286,150 円	346,551 円	385,065 円
	高 校 卒	249,175 円	297,329 円	348,108 円
技能職	高 校 卒	-	277,450 円	-
高等学校教育職	大 学 卒	321,992 円	364,398 円	414,886 円
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	312,841 円	361,201 円	404,824 円
	高 校 卒	286,804 円	345,076 円	381,924 円
警 察 職	大 学 卒	295,883 円	364,000 円	-
	高 校 卒	262,333 円	325,867 円	352,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
10級	本庁の困難な業務を担当する部長	11	0.1
9級	本庁の部長、副部長	44	0.5
8級	本庁の総務課長	77	0.8
7級	本庁の課長、副課長	714	7.4
6級	主幹、技幹	1,342	13.8
5級	副主幹、副技幹	2,750	28.3
4級	主査	2,296	23.7
3級	主任主事、主任技師	962	9.9
2級	高度の知識経験を有する主事、技師	337	3.5
1級	主事、技師	1,168	12.0

(注) 1 神奈川県給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月1日より級の切り替えを実施。
 (1級・2級 1級、3級 2級、4級 3級、5級 4級、6級 5級、7級 6級、8級 7級、9級 8級、10級 9級・10級)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価結果に基づいて昇給区分(A～Eの5つの区分)を決定。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神奈川県		国	
1人当たり平均支給額（19年度） 1,988 千円		-	
（20年度支給割合） 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分 （1.60）月分 （0.75）月分		（20年度支給割合） 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分 （1.60）月分 （0.75）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～20%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

実績評価に基づいて成績率の区分（「特に優秀」、「優秀」、「良好（標準）」、「良好でない」の4つの区分）を決定。

(2) 退職手当（20年4月1日現在）

神奈川県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	5,606 千円	28,043 千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当

(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		35,866,924 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		492,975 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
鎌倉市	1,254 人	10 %	13 %
横浜市・川崎市	41,004 人	10 %	12 %
横須賀市	3,492 人	10 %	10 %
逗子市・厚木市	2,736 人	10 %	9 %
海老名市	1,029 人	10 %	8 %
藤沢市・茅ヶ崎市・相模原市・大和市	11,527 人	10 %	7 %
平塚市・伊勢原市・葉山町	3,796 人	10 %	6 %
秦野市・座間市	2,065 人	10 %	4 %
小田原市・三浦市・綾瀬市・大磯町・二宮町	3,585 人	10 %	3 %
その他の県内市町村	2,148 人	10 %	0 %
平均支給率		10 %	10 %

(注)「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	国の制度(支給率)
鎌倉市、逗子市、厚木市	15 %
横浜市、川崎市、海老名市	12 %
横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市、伊勢原市	10 %
平塚市、秦野市、座間市、葉山町	6 %
小田原市、三浦市、綾瀬市、大磯町、二宮町、城山町	3 %
その他の県内市町村	0 %

(注) 1 神奈川県は給与条例第9条第2項に12%と規定されているが、平成18年度以降は10%に据え置かれており、制度完成時期は未定である。また、国の支給率は一般職給与法第11条第3項に規定されている率を記載している。

2 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4)特殊勤務手当(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		2,866,362 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		110,585 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)		35.6 %	
手当の種類(手当数)		19種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税の賦課、徴収に従事する職員	県税の賦課、徴収等の業務	月額8,000円～25,000円
保健福祉業務等従事手当	社会福祉に関する機関等に勤務する職員	社会福祉に関する機関等の困難な業務	日額190円～570円
	保健所等に勤務する職員	精神障害者の診察の立会い、入院保護その他精神障害者に接して行う業務	日額290円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等接触手当	保健所等に勤務する職員	職員が感染症等の病原体を有し、もしくは有する疑いのある人に接する業務	日額290円、350円
家畜等取扱手当	食肉衛生検査所等における当該業務に常時従事する職員	と畜検査、預託牛の飼育管理、家畜の飼育に関する業務	日額230円～940円
	畜産技術センター等の職員	と殺又は解体等の業務	
有害毒薬物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務等	日額400円（常時従事） 250円（常時従事以外）
火薬類取締等業務手当	地域県政総合センター環境部等に勤務する職員	危険物、火薬類、高压ガス等の取締業務	日額280円～330円
麻薬取締業務手当	業務課に勤務する職員	麻薬取締法による麻薬取締員としての業務	日額370円
水中等作業手当	職員	橋脚の工事の指揮等、水面下4m以上の深所で行う業務	日額250円～450円
		潜水器具を着用して行う潜水作業	時間額310円～1,500円
教務手当	保健福祉大学等の職員で専門学科又は実技指導業務等を主として担当する職員	専門学科、実技指導業務等	月額 給料月額100分の7 日額 1,280円（教務課長等）
	消防学校に勤務する職員	消防訓練の指導業務	日額400円
危険現場手当	職員	トンネルの築造工事の指導業務で落盤、出水のおそれのある坑内で行う業務等	日額270円～450円
		圧搾空気内における業務、-20℃以下の冷凍室等における業務	時間額200円～1,000円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務が深夜・夜間・年末年始に行われる業務	1回380円～4,800円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受けて従事した業務	1回620円、1,240円
用地交渉等手当	土木事務所等に勤務する職員	事業に必要な用地の取得等のための特に困難な交渉等の業務	1日600円～900円
災害応急作業等手当	土木事務所等に勤務する職員	河川の堤防等において重大な災害が発生した場合に行う巡回監視、応急作業等の業務	日額540円～1,820円
警察業務手当	警察職員	取締、警戒、警ら等の業務	日額190円～6,000円
航空手当	職員	航空機の整備業務	日額1,050円
	職員	航空機の操縦業務等	時間額1,900円～5,100円 （危険業務に加算あり）
特殊学校手当	特別支援学校に勤務する職員	児童又は生徒の学校生活の指導又は介助の補助の業務	日額190円、230円
教員特殊業務手当	小・中・高等学校又は特別支援学校の副校長、教諭等	非常災害時における幼児、児童又は生徒の保護等の業務	日額300円～2,100円
漁業実習等特殊業務手当	海洋科学高校に勤務する職員	練習船による航海における漁業実習又は操船業務に伴う生徒の安全確保の業務等	日額400円～900円 1回2,200円 1時間200円～1,500円

(5)時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	13,041,013 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	189,220 円
支給実績（18年度決算）	13,345,253 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	193,645 円

(6) その他の手当 (20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (平成20年4月現在)	国の制 度との 異 同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がある場合は このうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子の加算 7,000円	異	13,000円 6,500円 6,500円 11,000円 5,000円	千円 9,077,820	円 273,601
管理職 手 当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の 特殊性に基づき人事委員会規則で指定する職にある者に 対して支給 139,300円～66,400円(行政職給料表(1)の場合)	異	俸給の特別調整 額 139,300円 ～46,300円	千円 3,686,685	円 961,075
初任給 調 整 手 当	医師、歯科医師に採用された職員で大卒後42年以内 (臨床研修終了者は44年以内、インターン修了者は43年 以内)に採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	異	国の制度では、 科学技術に関する 専門的知識を有する職員を対象とするなど支給 範囲及び支給 額が異なる。	千円 121,928	円 2,177,289
住 居 手 当	世帯主である職員が所有する住宅に住居している場合 又は職員が借り受けた住宅に住居していて月額12,000円 を超える家賃を支払っている場合に支給 職員が自ら居住する場合 ア 自己所有住宅居住者 月額6,300円 イ 借家・借間居住者 1箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず 1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円}$ に11,000円を加算 2 した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族に居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相 当する額を支給	同	国の制度では、 所有に係る住宅 に居住している 職員で世帯主で ある場合は、住 居が新築又は購 入された日から 起算して5年間は 月額2,500円を支 給する。	千円 6,495,158	円 155,001
通 勤 手 当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段に よって住居と勤務公署を往復する場合に支給 交通機関利用者 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出 した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価格)を一 括支給 ただし ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え 45,600円未満の場合 $45,000 \text{ 円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 45,000 \text{ 円}}{2}$ に支給単 2 位期間の月数を乗じた額を支給 ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の 場合 1箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の 月数を乗じた額を支給 交通用具利用者 ・片道2km未満...支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円まで を利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 30,500円を1箇月の通勤手 当として支給 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出 した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が 20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月 数を乗じた額を支給	異	交通機関利用 者 1箇月当 たりの限度額 が 55,000円	千円 9,669,521	円 154,527
		異	交通用具利用 者 使用距離 に応じ 2,000円～ 24,500円		

手当名	内容及び支給単価 (平成20年4月現在)	国の制 度との 異 同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
単身 赴任 手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 16,852	円 295,649
へき地 手当	へき地学校に勤務する職員、へき地学校に準ずる学校に勤務する職員に支給 (給料月額+給料の調整額+教職調整額+扶養手当) ×8/100(×4/100...へき地に準ずる学校)	関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
休日 勤務 手当	休日に正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 ただし、教育職員には支給しない。	同		千円 5,196,421	円 1,453,138
夜間 勤務 手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 2,243,036	円 281,718
宿日直 手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円 特定(医師等)の宿日直勤務 1回6,400円~11,700円	異	1回4,200円 1回5,900円~ 20,000円	千円 1,801,719	円 258,682
管理職 員特別 勤務 手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 71,220	円 508,711
寒冷地 手当	11月から翌年3月までの各月の初日(基準日)に寒冷地に在所する職員に支給。ただし、退職者等は除く。 支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
義務教 育等教 員特別 手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部、高等部、若しくは幼稚部の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に支給 各給料表の級号給に応じた定額を支給	関係法令に基づいて県で支給		千円 8,194,890	円 186,612
定時制 通信 教育 手当	定時制課程(夜間課程のみ)を置く高校、通信教育を行う高校勤務の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。)、特定の実習助手に支給 定時制課程 月額34,000円 管理職手当受給者 月額27,000円 通信制課程 月額17,000円 管理職手当受給者 月額13,000円	関係法令に基づいて県で支給		千円 184,068	円 408,133
産 業 教 育 手 当	農業、水産、工業に関する課程を置く高校で、実習を伴うこれらに関する科目を主として担当する副校長、教頭、総括教諭、教諭、助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。)、特定の実習助手に支給 級号給に応じた定額を支給	関係法令に基づいて県で支給		千円 187,989	円 428,220
農林漁 業普及 指 導 手 当	農業普及指導員、林業普及指導員又は水産業普及指導員で支給要件に該当する職員に支給。ただし、管理職手当受給者には支給しない。 給料月額×8/100	関係法令に基づいて県で支給		千円 30,356	円 357,132
災 害 派 遣 手 当	災害応急対策又は災害復旧のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居所を離れて県内に滞在を要する場合に支給 県内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて支給	関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
武力攻 撃・災 害等派 遣手当	国民の保護のための措置の実施のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居所を離れて県内に滞在を要する場合に支給 県内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて支給	関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
特定任 期付職 員業績 手 当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
任期付 研究員 業 績 手 当	12月1日(基準日)に在職する任期付職員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0

5 特別職の報酬等の状況（20年4月1日現在）

区 分		給 料	月	額	等
給 料	知 事	1,363,000 円	(1,450,000) 円	
	副 知 事	1,090,400 円	(1,160,000) 円	
	出 納 長	676,800 円	(720,000) 円	
報 酬	議 長	1,200,000 円			
	副 議 長	1,080,000 円			
	議 員	970,000 円			
期 末 手 当	知 事	(20年度支給割合)			
	副 知 事	3.0 月分			
議 長	副 議 長	(20年度支給割合)			
	議 員	4.5 月分			
退 職 手 当	知 事	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×在職月数×60/100	41,760,000円	任期ごと	
		給料月額×在職月数×45/100	25,056,000円	任期ごと	
	給料月額×在職月数×30/100	10,368,000円	任期ごと		
備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

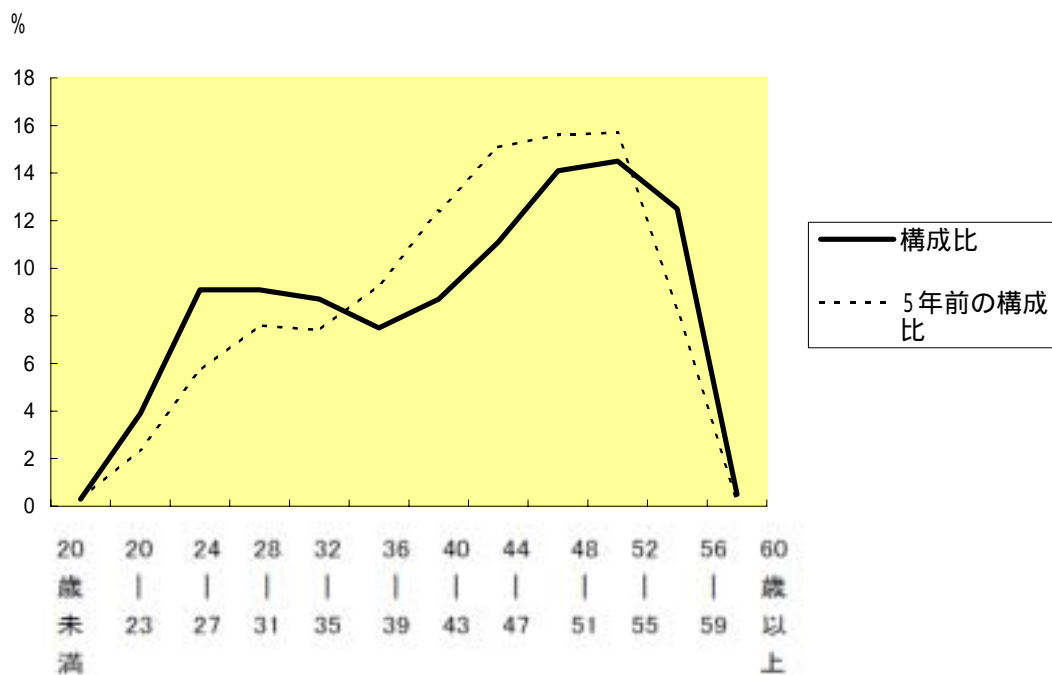
6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成19年	平成20年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	70	76	+6	政策立案支援機能の強化等
		総務企画	1,662	1,597	65	県央及び県北地域県政総合センターの再編・統合等
		税 務	900	856	44	自動車税等に係る業務の一部委託化等
		民 生	1,086	1,068	18	保育士試験業務の民間試験実施機関による実施等
		衛 生	1,284	1,220	64	藤沢市派遣職員の引上げ等
		労 働	362	346	16	高等職業技術校の再編・統合等
		農林水産	861	844	17	県央及び県北地域県政総合センターの再編・統合等
		商 工	393	360	33	(財)神奈川産業振興センター派遣職員の引上げ等
		土 木	1,325	1,296	29	相模川総合整備事務所の廃止等
	計	7,943	7,663	280	(参考：人口10万人当たり職員数87.1人)	
	教 育 部 門	47,916	48,103	+187	児童生徒数及び学級数の増に伴う教職員の増員等	
	警 察 部 門	16,815	16,917	+102	警察官の増員等	
	小 計	72,674	72,683	+9	(参考：人口10万人当たり職員数826.1人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	2,174	2,160	14	精神医療センターにおける一部休床等	
	水 道	743	711	32	水道料金未納整理業務の一部委託化等	
	下 水 道	83	84	+1	業務量の増	
	そ の 他	271	271	±0		
	小 計	3,271	3,226	45		
合 計		75,945	75,909	36		
		[80,567]	[80,664]	[97]	(参考：人口10万人当たり職員数862.8人)	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（20年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	227人	2,940人	6,884人	6,942人	6,577人	5,678人	6,572人	8,461人	10,698人	10,980人	9,518人	432人	75,909人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
一般行政部門	8,311人	7,190人	1,121人	13.5%
教育部門	47,748	47,718	30	0.1
警察部門	16,453	16,743	+290	1.8
公営企業等会計部門	3,415	3,226	189	5.5
総数	75,927	74,877	1,050	1.4

(参考) 行政システム改革基本方針における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	平成22年4月1日における県職員数(教員、警察官を含む定員)は、平成17年4月1日の75,927人を74,877人とする。ただし、19年度以降の警察部門の増減は見込んでいない。

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分 部 門		17年	18年	19年	20年	17年～20年	（参考） 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	
一般行政	職員数	8,311	8,146	7,943	7,663		7,190
	増減		165	203	280	648 (57.8%)	1,121
教 育	職員数	47,748	47,941	47,916	48,103		47,718
	増減		193	25	187	355 (1,183.3%)	30
警 察	職員数	16,453	16,654	16,815	16,917		16,743
	増減		201	161	102	464 (160.0%)	290
公 営 企 業 等 会 計	職員数	3,415	3,317	3,271	3,226		3,226
	増減		98	46	45	189 (100.0%)	189
計	職員数	75,927	76,058	75,945	75,909		74,877
	増減		131	113	36	18 (1.7%)	1,050

（注）1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 （ % ）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	（参考） 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B / A	
19年度	千円 62,380,129	千円 1,939,155	千円 7,599,965	% 12.2	% 12.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤労手当	計 B	
19年度	人 741	千円 3,344,075	千円 1,112,206	千円 1,517,534	千円 5,973,815	千円 8,062

（参考）都道府県平均 一人当たり給与費	
千円	7,762

（注）1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成20年度の給与抑制措置

企業庁長

給料・地域手当 6%抑制

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	44.4 歳	421,493 円	650,548 円
団体平均	45.6 歳	402,819 円	645,516 円

（注）平均月収額には、期末・勤労手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(19年度)		1人当たり平均支給額(19年度)	
2,042 千円		1,988 千円	
(20年度支給割合(給与改定後))		(20年度支給割合(給与改定後))	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.00 月分	1.50 月分	3.00 月分	1.50 月分
(1.60) 月分	(0.75) 月分	(1.60) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務段階別加算	5 ~ 20 %	職務段階別加算	5 ~ 20 %
管理職加算	10 ~ 20 %	管理職加算	10 ~ 20 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(20年4月1日現在)

神奈川県			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	8,376 千円	26,988 千円	1人当たり平均支給額	5,606 千円	28,043 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		353,122 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		475,658 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	10 %	711 人	10 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	12 %	12 %

(注) 支給率は、給与条例第9条第2項に規定されている率を記載している。

エ 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）	24,775 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	62,564 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）	53.44 %		
手当の種類（手当数）	8 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
未納整理業務手当	各水道営業所に勤務する職員	未納上下水道料金の徴収のために特に困難な交渉又は給水停止の業務	日額500円
水道施設危険作業手当	水道電気局計画課、水道電気局水道施設課、各水道営業所、寒川浄水場又は谷ヶ原浄水場に勤務する職員	道路上で交通を遮断することなく行う水道施設の修繕等の業務	日額500円
有害毒薬物等取扱手当	寒川浄水場、谷ヶ原浄水場又は、水道水質センターに勤務する職員	特に危険性を有する薬品、放射性物質もしくは人体に有害な微生物を取り扱う業務	日額400円（常時従事） 250円（常時従事以外）
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のすい道等の内部における点検修理作業等の業務	日額500円（荒天時750円）
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	1日600円～900円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	1回380円～2,480円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け従事する業務	1回620円～1,240円
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う気象等の調査、広報活動又は非常災害活動の業務	時間額1,900円 （危険業務に加算有り）

オ 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	328,911 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	479 千円
支給実績（18年度決算）	323,602 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	445 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (平成20年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がある場合はこのうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円	同		千円 125,601	円 279,114
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）	同		千円 61,175	円 1,112,281
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0

手当名	内容及び支給単価 (平成20年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (19年度決算)
住居手当	<p>世帯主である職員が所有する住宅に住居している場合又は職員が借り受けた住宅に住居して月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給</p> <p>職員が自ら居住する場合</p> <p>ア 自己所有住宅居住者 6,300円</p> <p>イ 借家・借間居住者 1箇月の家賃額が12,000円以下支給せず 1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $\frac{1 \text{箇月の家賃額} - 23,000 \text{円}}{2}$ に11,000円を加算した額を支給。</p> <p>ただし、支給限度額月額28,000円</p> <p>単身赴任手当受給者の留守家族に居住する住宅職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給</p>	同		千円 60,328	円 119,697
通勤手当	<p>通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給</p> <p>交通機関利用者 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価格)を一括支給</p> <p>ただし</p> <ul style="list-style-type: none"> 1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 $45,000 \text{円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 4,500 \text{円}}{2}$ に支給単位数期間の月数を乗じた額を支給 1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給 <p>交通用具利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> 片道2km未満...支給せず 片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 片道60km以上の場合 30,500円を1箇月の通勤手当として支給 <p>異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給</p> <p>ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p>	同		千円 136,058	円 189,601
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>基礎額 月額 23,000円</p> <p>職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算</p>	同		千円 0	円 0
夜勤手当	<p>正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給</p>	同	夜間勤務手当	千円 22,236	円 288,780
宿日直手当	<p>宿日直勤務職員に支給</p> <p>一般の宿日直勤務 1回6,400円</p>	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給</p> <p>管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給</p>	同		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	<p>12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給</p> <p>給料月額に相当する額</p>	同		千円 0	円 0

定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標及び進捗状況については、公営企業等会計全体で計画しているため11～12ページに記載

(2) 電気事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 7,538,808	千円 676,624	千円 1,585,138	% 21.0	% 20.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 152	千円 669,896	千円 246,118	千円 305,950	千円 1,221,964	千円 8,039	千円 7,014

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成20年度の給与抑制措置
企業庁長

給料・地域手当 6%抑制

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(20年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神奈川県	42.8 歳	423,306 円	669,559 円
団体平均	43.2 歳	366,454 円	583,137 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(19年度) 1,996 千円		1人当たり平均支給額(19年度) 1,988 千円	
(20年度支給割合(給与改定後)) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分		(20年度支給割合(給与改定後)) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（20年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	7,125千円	29,302千円	1人当たり平均支給額	5,606千円	28,043千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）		71,289千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		468,192円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	10%	148人	10%

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	12%	12%

（注）支給率は、給与条例第9条第2項に規定されている率を記載している。

エ 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）		4,957千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		71,834円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）		45.39%	
手当の種類（手当数）		6種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	日額500円（荒天時750円）
ダム・発電施設危険作業手当	相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は、発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	日額500円（荒天時750円～1,000円）
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	1日600円～900円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	1回380円～2,480円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け従事する業務	1回620円～1,240円
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う気象等の調査、広報活動又は非常災害活動の業務	時間額1,900円（危険業務に加算有り）

オ 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	74,017 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	536 千円
支給実績（18年度決算）	73,955 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	521 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (平成20年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がある場合はこのうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度未までの子の加算 7,000円	同		千円 28,261	円 291,349
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）	同		千円 14,712	円 1,050,874
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住居手当	世帯主である職員が所有する住宅に住居している場合又は職員が借り受けた住宅に住居していて月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 職員が自ら居住する場合 ア 自己所有住宅居住者 6,300円 イ 借家・借間居住者 1箇月の家賃額が12,000円以下支給せず 1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $\frac{1 \text{箇月の家賃額} - 23,000 \text{円}}{2}$ に11,000円を加算した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族に居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 12,579	円 115,401
通勤手当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給 交通機関利用者 6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した運賃等相当額（6箇月定期券等低廉な価格）を一括支給 ただし ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 $45,000 \text{円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 4,500 \text{円}}{2}$ に支給単位数の月数を乗じた額を支給 ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給 交通用具利用者 ・片道2km未満...支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 30,500円を1箇月の通勤手当として支給	同		千円 30,835	円 206,803

手当名	内容及び支給単価 (平成20年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (19年度決算)
通勤手当	異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給	同			
単身赴手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同	夜間勤務手当	千円 9,468	円 145,656
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標及び進捗状況については、公営企業等会計全体で計画しているため11～12ページに記載

(3) 公営企業資金等運用事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 641,982	千円 648,452	千円 223,721	% 34.8	% 35.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 22	千円 97,869	千円 39,386	千円 44,059	千円 181,314	千円 8,242	千円 7,814

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成20年度の給与抑制措置
企業庁長

給料・地域手当 6%抑制

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（20年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神奈川県	42.2 歳	415,104 円	685,481 円
団体平均	42.7 歳	413,475 円	653,175 円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額（19年度）		1人当たり平均支給額（19年度）	
1,961 千円		1,988 千円	
（20年度支給割合（給与改定後））		（20年度支給割合（給与改定後））	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.00 月分	1.50 月分	3.00 月分	1.50 月分
（1.60）月分	（0.75）月分	（1.60）月分	（0.75）月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務段階別加算	5 ~ 20 %	職務段階別加算	5 ~ 20 %
管理職加算	10 ~ 20 %	管理職加算	10 ~ 20 %

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（20年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%~20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%~20%加算）	
1人当たり平均支給額	7,125 千円	27,775 千円	1人当たり平均支給額	5,606 千円	28,043 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）		10,278 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		456,859 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	10 %	22 人	10 %

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	12 %	12 %

（注）支給率は、給与条例第9条第2項に規定されている率を記載している。

エ 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）	1 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	705 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）	9.09 %		
手当の種類（手当数）	2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	1日600円～900円
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う気象等の調査、広報活動又は非常災害活動の業務	時間額1,900円 (危険業務に加算有り)

オ 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	17,593 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	880 千円
支給実績（18年度決算）	15,677 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	682 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (平成20年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がある場合はこのうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円	同		千円 3,488	円 317,135
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）	同		千円 1,381	円 690,305
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住居手当	世帯主である職員が所有する住宅に住居している場合又は職員が借り受けた住宅に住居していて月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 職員が自ら居住する場合 ア 自己所有住宅居住者 6,300円 イ 借家・借間居住者 1箇月の家賃額が12,000円以下支給せず 1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 1箇月の家賃額 - 23,000円 ² に11,000円を加算した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族に居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 2,071	円 138,090

手当名	内容及び支給単価 (平成20年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (19年度決算)
通勤手当	<p>通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給</p> <p>交通機関利用者 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価格)を一括支給</p> <p>ただし ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 45,000円 + $\frac{\text{運賃等相当額} - 4,5000\text{円}}{2}$ に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p> <p>・1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p> <p>交通用具利用者 ・片道2km未満...支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 30,500円を1箇月の通勤手当として支給</p> <p>異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p>	同		千円 4,574	円 226,760
単身赴手当	<p>公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算</p>	同		千円 0	円 0
夜勤手当	<p>正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給</p>	同	夜間勤務手当	千円 0	円 0
宿日直手当	<p>宿日直勤務職員に支給</p> <p>一般の宿日直勤務 1回6,400円</p>	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給</p> <p>管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給</p>	同		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	<p>12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給</p> <p>給料月額に相当する額</p>	同		千円 0	円 0

定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標及び進捗状況については、公営企業等会計全体で計画しているため11～12ページに記載

(4) 相模川総合開発共同事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B / A	
	千円	千円	千円	%	%
19年度	1,535,857	0	546,570	35.6	33.0

区分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 59	千円 261,333	千円 86,126	千円 119,608	千円 467,067	千円 7,916	千円 7,762

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成20年度の給与抑制措置
企業庁長

給料・地域手当 6%抑制

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(20年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神奈川県	43.1 歳	420,123 円	658,489 円
団体平均	45.6 歳	402,819 円	645,516 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(19年度) 2,024 千円		1人当たり平均支給額(19年度) 1,988 千円	
(20年度支給割合(給与改定後))		(20年度支給割合(給与改定後))	
期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分	期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務段階別加算 5~20%		職務段階別加算 5~20%	
管理職加算 10~20%		管理職加算 10~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(20年4月1日現在)

神奈川県			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	7,125 千円	27,775 千円	1人当たり平均支給額	5,606 千円	28,043 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		27,644 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		467,848 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	10 %	60 人	10 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	12 %	12 %

(注) 支給率は、給与条例第9条第2項に規定されている率を記載している。

エ 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		1,572 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		65,516 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)		40.68 %	
手当の種類(手当数)		7 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	日額500円(荒天時750円)
ダム・発電施設危険作業手当	相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は、発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	日額500円(荒天時750円~1,000円)
雨量観測局作業手当	職員	雨量観測局において施設の点検、修理又は操作の作業	日額1,000円~2,600円
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	1日600円~900円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	1回380円~2,480円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け従事する業務	1回620円~1,240円
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う気象等の調査、広報活動又は非常災害活動の業務	時間額1,900円(危険業務に加算有り)

オ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	23,428 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	426 千円
支給実績(18年度決算)	21,902 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	398 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (平成20年4月現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (19年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がある場合は このうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子の加算 7,000円	同		千円 10,209	円 275,911
管理職 手 当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の 特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）	同		千円 4,894	円 1,223,583
初任給 調 整 手 当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員 の補充について特別の事情があると認められる職で管理 者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住 居 手 当	世帯主である職員が所有する住宅に住居している場合 又は職員が借り受けた住宅に住居して月額12,000円 を超える家賃を支払っている場合に支給 職員が自ら居住する場合 ア 自己所有住宅居住者 6,300円 イ 借家・借間居住者 1箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず 1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円}$ に11,000円を加算 した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族に住居する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相 当する額を支給	同		千円 4,407	円 100,147
通 勤 手 当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段に よって住居と勤務公署を往復する場合に支給 交通機関利用者 6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出 した運賃等相当額（6箇月定期券等低廉な価格）を 一括支給 ただし ・ 1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え 45,600円未満の場合 $45,000 \text{ 円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 4,500 \text{ 円}}{2}$ に支給単 位期間の月数を乗じた額を支給 ・ 1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の 場合 1箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の 月数を乗じた額を支給 交通用具利用者 ・ 片道2km未満...支給せず ・ 片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円まで を利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・ 片道60km以上の場合 30,500円を1箇月の通勤手 当として支給 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出 した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が 20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月 数を乗じた額を支給	同		千円 10,785	円 185,822

手当名	内容及び支給単価 (平成20年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同	夜間勤務手当	千円 3,187	円 86,145
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標及び進捗状況については、公営企業等会計全体で計画しているため11～12ページに記載

(5) 酒匂川総合開発事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 728,812	千円 0	千円 360,762	% 49.5	% 50.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 41	千円 176,001	千円 64,699	千円 80,380	千円 321,080	千円 7,831	千円 7,762

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成20年度の給与抑制措置
企業庁長

給料・地域手当 6%抑制

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(20年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神奈川県	41.9 歳	408,529 円	655,369 円
団体平均	45.6 歳	402,819 円	645,516 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県	一般行政職
1人当たり平均支給額（19年度） 1,958 千円	1人当たり平均支給額（19年度） 1,988 千円
（20年度支給割合（給与改定後）） 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分 （1.60）月分 （0.75）月分	（20年度支給割合（給与改定後）） 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分 （1.60）月分 （0.75）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20％ 管理職加算 10～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20％ 管理職加算 10～20％

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（20年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2％～20％加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2％～20％加算）	
1人当たり平均支給額	7,125 千円	27,775 千円	1人当たり平均支給額	5,606 千円	28,043 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）		18,539 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		451,671 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	10 %	41 人	10 %

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	12 %	12 %

（注）支給率は、給与条例第9条第2項に規定されている率を記載している。

エ 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）	1,267 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	55,072 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）	56.10 %
手当の種類（手当数）	6 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	日額500円（荒天時750円）
ダム・発電施設危険作業手当	相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は、発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	日額500円（荒天時750円～1,000円）
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	1日600円～900円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	1回380円～2,480円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け従事する業務	1回620円～1,240円
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う気象等の調査、広報活動又は非常災害活動の業務	時間額1,900円（危険業務に加算有り）

オ 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	21,302 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	546 千円
支給実績（18年度決算）	23,215 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	611 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 （平成20年4月現在）	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （19年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がある場合はこのうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円	同		千円 7,206	円 300,262
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）	同		千円 2,281	円 1,140,720
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住居手当	世帯主である職員が所有する住宅に同居している場合又は職員が借り受けた住宅に同居して月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 職員が自ら居住する場合 ア 自己所有住宅居住者 6,300円 イ 借家・借間居住者 1箇月の家賃額が12,000円以下支給せず 1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $\frac{1}{2}$ 1箇月の家賃額 - 23,000円 に11,000円を加算した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族に居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 3,230	円 115,358

手当名	内容及び支給単価 (平成20年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (19年度決算)
通勤手当	<p>通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給</p> <p>交通機関利用者 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価格)を一括支給</p> <p>ただし ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 $45,000円 + \frac{\text{運賃等相当額} - 4,5000円}{2}$ に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p> <p>・1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p> <p>交通用具利用者 ・片道2km未満...支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 30,500円を1箇月の通勤手当として支給</p> <p>異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p>	同		千円 7,373	円 179,731
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算</p>	同		千円 0	円 0
夜勤手当	<p>正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給</p>	同	夜間勤務手当	千円 3,501	円 184,265
宿日直手当	<p>宿日直勤務職員に支給</p> <p>一般の宿日直勤務 1回6,400円</p>	同		千円	円
管理職勤務手当	<p>管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給</p> <p>管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給</p>	同		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	<p>12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給</p> <p>給料月額に相当する額</p>	同		千円 0	円 0

定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標及び進捗状況については、公営企業等会計全体で計画しているため11～12ページに記載

(6) 病院事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B / A	
	千円	千円	千円	%	%
19年度	48,894,900	73,145	22,332,304	45.7	47.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 2,278	千円 9,304,640	千円 4,346,423	千円 4,078,375	千円 17,729,438	千円 7,783	千円 7,448

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成20年度の給与抑制措置
病院事業庁長

給料・地域手当 6%抑制

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(20年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神奈川県	40.3 歳	392,889 円	660,361 円
うち医師	43.6 歳	542,897 円	1,166,982 円
うち看護師	37.7 歳	351,108 円	553,610 円
うち事務職	42.7 歳	407,530 円	663,044 円
団体平均			
うち医師	43.1 歳	547,455 円	1,263,326 円
うち看護師	37.5 歳	314,839 円	511,039 円
うち事務職	43.7 歳	376,602 円	608,028 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(19年度) 1,933 千円		1人当たり平均支給額(19年度) 1,988 千円	
(20年度支給割合(給与改定後)) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分		(20年度支給割合(給与改定後)) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分	
勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分		勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5~20% 管理職加算 10~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5~20% 管理職加算 10~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(20年4月1日現在)

神奈川県			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	1,823 千円	27,383 千円	1人当たり平均支給額	5,606 千円	28,043 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		954,795 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		442,035 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	10 %	2,160 人	10 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	12 %	12 %

(注) 支給率は、給与条例第9条第2項に規定されている率を記載している。

エ 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		345,556 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		264,591 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)		60.5 %	
手当の種類(手当数)		5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
病院業務従事手当	病院に勤務する職員	患者の診療、看護の補助及び指導等の業務	日額190円～1,260円
感染症等接触手当	病院に勤務する職員	感染症等の病原体を有し、又はその疑いのある人に接する業務等	日額290円、350円
有害毒薬物等取扱手当	病院に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務等	日額250円
夜間特殊業務手当	病院に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	1回380円～3,300円
夜間緊急業務手当	病院に勤務する職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け従事する業務	1回620円、1,240円

オ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	1,158,985 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	625 千円
支給実績(18年度決算)	1,143,228 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	614 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (平成20年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	給職員1人当た平均支給年額 (19年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がある場合はこのうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円	同		千円 178,281	円 247,956
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき人事委員会規則で指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円（行政職給料表(1)の場合）	同		千円 67,933	円 1,258,010
初任給調整手当	医師、歯科医師に採用された職員で大卒後42年以内（臨床研修終了者は44年以内、インターン修了者は43年以内）に採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 655,327	円 2,436,159
住 居 手 当	世帯主である職員が所有する住宅に住居している場合又は職員が借り受けた住宅に住居していて月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 職員が自ら居住する場合 ア 自己所有住宅居住者 6,300円 イ 借家・借間居住者 1 箇月の家賃額が12,000円以下支給せず 1 箇月の家賃額が23,000円以下 1 箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1 箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円} \times \frac{2}{2}$ に11,000円を加算した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族に居住する住宅職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 212,941	円 196,986
通 勤 手 当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給 交通機関利用者 6 箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した運賃等相当額（6 箇月定期券等低廉な価格）を一括支給 ただし ・ 1 箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 $45,000 \text{ 円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 4,500 \text{ 円}}{2}$ に支給単位数期間の月数を乗じた額を支給 ・ 1 箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1 箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給 交通用具利用者 ・ 片道2km未満...支給せず ・ 片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円までを利用距離に応じ1 箇月の通勤手当として支給 ・ 片道60km以上の場合 30,500円を1 箇月の通勤手当として支給 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6 箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円以上の場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給	同		千円 255,440	円 161,671

手当名	内容及び支給単価 (平成20年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	給職員1人当た 平均支給年額 (19年度決算)
単身赴任手当	公署を異にする以上又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 391,920	円 340,800
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円 特定(医師等)の宿日直勤務 1回6,400円～11,700円	同		千円 123,960	円 323,656
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0
任期付研究員業績手当	12月1日(基準日)に在職する任期付職員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標及び進捗状況については、公営企業等会計全体で計画しているため11～12ページに記載